

○大蔵委員会

内閣提出法律案（九件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
72	多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律案	衆	三三	(予) 三三 可決 五三	可決 五五	
71	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案	衆	三三	(予) 三三 可決 五三	可決 五五	
70	郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案	衆	三三	(予) 三三 可決 五五	修正 五二 修正 五三	
48	関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案	衆	三四	(予) 三四 可決 三六	可決 三七	
32	資金運用部資金法の一部を改正する法律案	衆	三三	(予) 三三 可決 二六	可決 二七	
13	租税特別措置法の一部を改正する法律案	衆	二〇	(予) 三四 可決 三六	可決 三七	
1	昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案	衆	六二、二六	六二、五三 可決 六二、五三	六二、五二 修正 六二、五二 修正 六二、五二	衆本会議趣旨説明 六二、五二 衆本会議趣旨説明 五三 参本会議趣旨説明

昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第一号）

要旨

本法律案は、我が国財政の現状にかんがみ、昭和六十二年の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における特例公債の発行並びに国債費定率繰り入れ等の停止及び政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入額削減の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、特例公債の発行等

一 予算をもつて国会の議決を経た金額（四兆九千八百十億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

二 租税収入の実績に従つて、特例公債の発行額を限度額の範囲内で調整できるよう、昭和六十三年六月末日まで発行できることとし、同年四月以降の本特例公債の発行収入は、昭和六十二年所属の歳入とする。

三 一の議決の条件として、特例公債の償還計画を国会に提出しなければならない。

四 特例公債の借りかえについては、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとし、借りかえを行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

二、国債費定率繰り入れ等の停止

昭和六十二年度における国債償還財源として、一般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れについて、国債総額の百分の一・六に相当する金額の繰り入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰り入れを行わない（本措置による繰り入れ停止に係る金額は二兆三千百六十八億円である。）。

三、厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れの特例

一 昭和六十二年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについては、健康保険法に規定する国庫補助の額から千三百五十億円を控除して行う。

二 右の特例措置により控除した金額については、政府管掌健康保険事業の適正な運営確保のため、各年度の厚生保険特別会計健康勘定の収支状況を勘案して、後日、当該金額を、一般会計から同勘定に繰り入れる措

置その他の適切な措置を講ずる。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

八三ページ参照

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一三三号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢と厳しい財政事情にかえりみ、産業構造調整の円滑化、民間活力の推進、住宅税制の拡充等の諸措置を講ずるとともに、既存の特別措置の整理合理化を図るほか、期限の到来する特別措置について実情に応じその適用期限を延長する等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、産業構造調整の円滑化、民間活力の推進等

1 産業構造転換円滑化臨時措置法及び特定船舶製造業経営安定臨時措置法に規定する特定の計画に基づき、

一定の要件の下に、特定の事業者が取得する産業構造転換用設備等について取得価額の一五%（産業構造転換円滑化臨時措置法の特定地域内で取得されたものは二二%）の特別償却を認めるとともに、設備廃棄により生じた除却損に係る欠損金についての繰り越し控除期間を十年間認める特例を設けるほか、合併等を行う場合のその合併等に係る登記に対する登録免許税の税率軽減の措置を講ずる。

2 特定の中小企業者等の事業基盤強化設備について、二年限りの措置として、一定の要件の下に、取得価額の三〇%の特別償却制度と取得価額の七%の特別税額控除制度（当期税額の二〇%を限度）とのいずれかの選択を認める措置等を講ずる。

3 民間事業者の能力の活用により整備される特定の施設の特別償却制度について、償却割合を二〇%（現行一三%）に引き上げる。

二、住宅税制

住宅取得促進税制について、昭和六十二年一月一日以後に居住の用に供する場合は、控除期間を五年（現行三年）に延長する。

三、租税特別措置の整理合理化等

無公害化生産設備の特別償却制度の廃止、廃棄物再生処理用設備の特別償却制度の償却割合の引き下げ、公害防止用設備の特別償却制度の対象設備の縮減等企業関係租税特別措置の縮減合理化を推進する。

四、たばこ消費税の税率等の特例

たばこ消費税の税率等の特例措置の適用期限を昭和六十二年十二月三十一日まで延長する。

五、既存の特別措置の適用期限の延長

交際費等の損金不算入制度、民間国外債の利子・発行差金の非課税制度、住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置等期限の到来する特別措置について、その適用期限を実情に応じて延長する。

六、その他

採石災害防止準備金制度を創設するとともに、携帯輸入する紙巻たばこに係るたばこ消費税の税率の特例措置（千本につき五千円）を講ずるほか、地震防災応急対策用資産の特別償却制度について、その対象資産の追加を行うこと等所要の措置を講ずる。

なお、本法施行に伴う租税の増収見込額は、昭和六十二

年度約十億円である。

委員長報告

八一ページ参照

資金運用部資金法の一部を改正する法律案（閣法第三二二号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済金融環境の変化に対応して、資金運用部資金の機能を円滑に発揮し、国民経済の要請に一層的確にこたえるため、資金運用部預託利率について、市場金利の動向に対応し、弾力的に変更を行うとともに、資金運用部資金の運用対象を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、資金運用部預託金には、国債の金利その他市場金利を考慮するとともに、郵便貯金、厚生年金等の預託者側の事情に配慮して、資金運用審議会の意見を聴いたうえで、約定期間に応じ、政令で定める利率により利子を付する。

二、資金運用部資金を外国政府、国際機関及び外国の特別の法人の発行する債券に運用できる。その金額は、資金

運用部資金の総額の十分の一を超えてはならない。

三、そのほか、資金運用審議会の権限、簡易生命保険及郵便年金特別会計の余裕金に対する利子の特例等について所要の措置を講ずる。

委員長報告

ただいま議題となりました資金運用部資金法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における内外の経済金融環境の変化に対応して、いわゆる財政投融资の原資として国民経済に重要な役割を果たしている資金運用部資金について、その機能を円滑に発揮し、国民経済の要請に一層的確にこたえるため、資金運用部預託利率の法定制を改め、これを政令に委任することによりその弾力的な変更が行えるようにするとともに、同資金の運用対象を拡大し、外国債にも運用できるようにしようとするものであります。

委員会におきましては、預託金利率を法定制から政令委任とする積極的理由とその利率決定の際の具体的指標、預託者側の利益に配慮した資金運用審議会の運営のあり方、

国内需要喚起による対外摩擦解消に寄与する財政金融政策の内容等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、預託金利引き下げに当たっては、現下における中小企業等の経営環境に配慮して早急に措置すること等、三項目にわたる附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

関稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、特惠関税制度等について所要の改正を行おうとするも

ので、その主な内容は次のとおりである。

一、関税率の改正

(一) 紙巻きたばこの関税率の無税化

日米間の協議結果を踏まえ、紙巻きたばこの関税率を無税とする。

(二) アルコール飲料の関税率の引き下げ

EC、米国の要請を踏まえ、ビール、清酒等を除くワイン、ウイスキー等アルコール飲料十八品目について原則三〇%の関税率の引き下げを行う。

(三) その他

日米間で行われたMOSS協議、皮革・革靴の代償交渉等の合意を踏まえ、①ビタミンをもととした栄養補助食品三品目、②合板等木材製品十品目、③アルミニウム三品目について関税率の引き下げを行うとともに、アクション・プログラムに基づき、鉱工業品で譲許税率二%以下の低関税品目三十三品目について関税率を無税とする。

二、鉱工業品に関する特惠関税制度の改正

(一) シーリング制度の改善及びシーリング枠の拡大

国内産業事情からみて可能な品目については、シー

リング枠を設けず、農水産品と同様の「エスケープ・クローズ方式」により特惠関税の供与を行うとともに、「エスケープ・クローズ方式」によれない品目については、原則としてシーリング枠の大幅な拡大を図る。

(二) 特惠メリットの均てん化

特惠メリットの受益国間の均てん化を促進するため、一の特恵受益国に係るシーリング枠の適用限度を「三分の一」から「四分の一」に改める。ただし、現行の適用停止の限度を下回らないよう措置する。

(三) その他

特惠関税例外品目及び二分の一軽減特惠税率適用品目の削減等を行う。

三、減免税還付制度の改正

航空機及びその部分品等六制度については三年間、中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付等四制度については一年間、それぞれ適用期限を延長するとともに、アルミニウムの塊の減税について昭和六十二年十二月三十一日まで適用期限を延長する。

四、暫定税率の適用期限の延長

前記改正に含まれるものを除き、昭和六十二年三月三

十一日までに適用期限の到来する暫定税率について、適用期限を一年間延長する。

なお、本法律施行に伴う昭和六十二年度一般会計の関税減収見込額は、約三百十億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、紙巻きたばこ、アルコール飲料等の関税率の引き下げを行うとともに、鉱工業品に対する特惠関税の適用停止方式の改善等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、産業構造調整の円滑化、民間活力の推進、住宅税制の拡充等内需の拡大等に資するための措置を講ずるとともに、税負担の公平化、適正化を一層推進する観点から、企業関係の租税特別措置についてその整理合理化を進めるほか、適用期限の到来する租税特

別措置について、実情に応じその期限の延長等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を便宜一括して質疑に入りましたところ、今日の急激な円高の背景と米国の為替調整に対する態度、紙巻きたばこの関税無税化の理由と我が国たばこ産業に及ぼす影響、特惠関税供与の基準とそのあり方、租税特別措置を設置・改廃する場合の具体的な経緯と基準、抜本改革が立法化される前に特別措置の期限切れによつて法人税減税が先行することの問題、たばこ消費税の税率の特例を期限延長した理由等の質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、両法律案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して志苦裕委員より租税特別措置法改正案に反対、自由民主党を代表して梶原清理事より租税特別措置法改正案に賛成、公明党・国民会議を代表して塩出啓典理事より租税特別措置法改正案に反対、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より両法律案に反対、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より租税特別措置法改正案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。討論を終わり、両法律案を順次採決の結果、いずれも多

数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）

要旨

本法律案は、郵便貯金の事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計に新たに金融自由化対策資金（以下「資金」という。）を設けるとともに、資金に係る経理を明確にするため、同会計を一般勘定及び金融自由化対策特別勘定（以下「特別勘定」という。）に区分する等所要の規定の整備を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、特別勘定の設置

郵便貯金特別会計を一般勘定及び特別勘定に区分する。

二、一般勘定・特別勘定の歳入歳出

（一）一般勘定の歳入歳出は、従来の郵便貯金特別会計の歳入歳出に、歳入として特別勘定からの受入金を加え

たものとする。

（二）特別勘定の歳入歳出は、歳入を資金の運用収入、資金からの受入金、借入金及び附属雑収入とし、歳出を郵政事業特別会計への繰入金、一般勘定への繰入金、資金への繰入金、借入金の償還金及び利子、一時借入金、金の利子、資金の運用損失補てん金並びに附属諸費とする。

三、資金の設置

（一）特別勘定に資金を設け、資金には、資金運用部からの借入金に相当する金額を特別勘定から繰り入れる（昭和六十二年度予算において、資金への繰入額として二兆円を計上）。また、特別勘定において、歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを資金に組み入れる。

（二）資金は、郵便貯金法の定めるところにより運用する。

四、特別勘定からの一般勘定への繰入金等

（一）一般勘定における郵便貯金の事業の健全な経営に資するため必要があるときは、予算の定めるところにより、特別勘定から一般勘定に繰入金を行うことができる。

二 特別勘定から一般勘定へ繰入金をするときは、当該繰入金に相当する金額を資金から特別勘定の歳入に繰り入れる。

三 資金において運用の財源に充てるため必要があるときは、特別勘定の負担において資金運用部から借入金をすることができ、特別勘定における経費の財源に充てる必要があるときは、特別勘定の負担において借入金をすることができ、借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」とする等の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案は、郵便貯金の事業につきまして、金融自由化に適切に対応した健全な経営の確保に資するため、金融自由化対策資金を

郵便貯金特別会計に設けるとともに、同資金に係る経理を明確にするため、同特別会計を一般勘定と金融自由化対策特別勘定とに区分し、これに伴う所要の規定の整備を行うとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

つぎに、昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案は、我が国を取り巻く一段と厳しい財政状況のもとで、昭和六十二年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における特例公債の発行、国債費定率繰り入れの停止及び政府管掌健康保険事業に係る厚生保険特別会計への繰入額削減の特例措置を定めようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して赤桐操理事、公明党・国民会議を代表

して塩出啓典理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より、それぞれ反対、自由民主党を代表して梶原清理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七一号）

要旨

本法律案は、国際開発協会の融資財源調達を目的とした第八次増資に我が国も参加するため、政府が同協会に対し、従来の出資の額のほか、今後三年間にわたつて総額四千三百四十二億二千四百二十六万円の範囲内において出資することができるとするものである。ただしこのうち三分の一相当額は、我が国の国際復興開発銀行に対する出資割合の引き上げ（現行五・一九％から六・六九％へ）を条件

とした条件付出資とすることとしている。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際開発協会が第八次増資を実施することとなるのに伴い、政府が同協会に対し、追加出資ができることとしようとするものであります。

なお、このうちの三分の一相当額は我が国の国際復興開発銀行出資シェア引き上げを条件とする条件付出資とすることとしております。

次に、多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律案は、開発途上国への民間対外投資を保証するため、これに係る戦争・収用等の非商業的危険を保証する国際機関として新たに設立される多数国間投資保証機関への我が国の加盟に伴い、政府が同機関に対し、出資できることとする等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、両法律案を順次採決の結果、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律案

(閣法第七二号)

要旨

本法律案は、我が国の多数国間投資保証機関（以下「機関」という。）への加盟に伴い、機関に対する出資について所要の規定を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、機関に対し、五千五百十二万七千九百合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨または本邦通貨により出資することができることとする。
- 二、政府は、機関に出資する本邦通貨に代えて、その一部を国債で出資することができることとし、当該国債の発

行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずることとする。

三、機関の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は、日本銀行が行うこととする。

四、この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

委員長報告

八四ページ参照

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律案（閣法第八八号）

要旨

本法律案は、金本位制度を前提とした貨幣法が制定された当時と現在では通貨制度が大きく変化していることにかんがみ、我が国通貨制度の現状に即して、現行の通貨に関する法令を整理統合して、新たに通貨の額面価格の単位等について定めるとともに、貨幣の製造及び発行、貨幣の種類等に関し必要な事項を定める等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、通貨の額面価格の単位は円とし、その額面価格は一円の整数倍とするとともに、一円未満の金額の計算単位は銭及び厘とする。

二、貨幣の製造及び発行の権能は政府に属する。

三、貨幣の種類は、五百円、百円、五十円、十円、五円及び一円の六種類とし、国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する貨幣（記念貨幣）の種類は、これらの貨幣の種類のほか、一万円、五千円及び千円の三種類とする。また、記念貨幣の発行枚数は、記念貨幣ごとに政令で定める。

四、貨幣の素材、品位、量目及び形式は、政令で定める。

五、貨幣は、額面価格の二十倍までを限り、法貨として通用する。

六、政府は、その素材に貴金属を含む等一定の要件を満たす記念貨幣等について、その額面価格を超える価格で販売することができる。

七、貨幣法等関係六法律を廃止する。

八、本法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、金本位制度を前提とする貨幣法をもとに構成されている現行通貨法体系が、管理通貨制度に移行している我が国の通貨制度の現状に即応しない面があること等にかんがみ、貨幣法等を廃止し、通貨の単位、貨幣の製造・発行等に関し必要な事項を定める等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第九四号）

要旨

本法律案は、各国の関税率表に採用されている商品分類について、その国際的統一を図り、近年の技術の進歩及び貿易構造の変化に対応したものとするための、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」を実施するため、同条約で定められた商品分類に基づいて我が国の関税率表を全面的に組み替える等関係法律の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、関税率表等の全面的組み替え

同条約で定められた六桁の商品分類に基づき、関税率法で定める関税率表及び関税暫定措置法で定める暫定関税率表、特惠関税率表等の全面的組み替えを行い、実税目数で約七千税目となる。

二、関係法律の規定の整備

関税率表等の組み替えに伴い、関税率表等の品目番号

を引用している法律の規定の整備を行う。

委員長報告

八九ページ参照

昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第二号）

要旨

本法律案は、昭和六十一年度において、水田利用の再編成を図るため、政府が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田利用再編奨励補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う昭和六十一年度における租税の

減収見込額は、約八億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和六十一年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法律施行に伴う昭和六十一年度の租税の減収額は約八億円と見込まれております。

委員会におきましては、従来の水田利用再編対策及び税制上の助成策の評価、六十二年度以降の水田農業確立対策の具体的内容、米国からの対日米輸出要求への対応のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に

譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件（閣議第一号）

要旨

国有財産法第十三条第二項の規定によれば、皇室用財産とする目的で寄附等により財産を取得するときは、その財産の価額が一件三千万円以上の場合等については、国会の議決を必要とすることになっている。

本議決案件は、故高松宮宣仁親王殿下所有の財産を同殿下の御遺志に基づき、総理府所管の皇室用財産として取得し、皇族殿邸としての一体的な利用を確保するため、前記の規定に基づき、国会の議決を求めようとするものである。皇室用財産として取得する財産の内訳は次のとおりである。

一 所在地 東京都港区高輪一丁目七〇一番二一外

二 財産の区分、種目、数量及び価額

区分	種目	数量	量 (平方メートル)	価額 (千円)
土地	敷地		八、一〇四・四九	三四、八四九、〇〇〇
建物	倉庫建外		八〇八・八〇	二六、九〇九
その他	樹木外		延べ 一、二五八・八六	四六、九三二
計				三四、九二二、八四一

委員長報告

ただいま議題となりました両件につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件は、故高松宮宣仁親王殿下の所有であった財産を、遺贈により総理府所管の皇室用財産として、取得するため、国有財産法第十三条第二項の規定に基づいて、国会の議決を求めようとするものであります。

次に、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案は、各国の関税率表に採用されている商品分類について、その国際的統一を図るとともに貿易構造の変化等に対応す

ることを目的とした、いわゆるHS条約を実施するため、同条約による商品分類に基づいて、我が国の関税率表を全面的に組み替える等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両件を一括して質疑を行いました。委員会は、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、両件に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、両件を順次採決の結果、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。